

中近世ヴェネツィアにおける宗教兄弟会の アーカイブズ管理

高 見 純

【要 旨】

13世紀以来、イタリア北中部では都市政府による記録文書の保存と管理が本格的に開始された。干潟の大商業都市ヴェネツィアも例外ではなく、15世紀以降に書記局を中心に過去の記録を整理し、文書形成と管理を拡大的に整備・進展させ、現在でも、ヨーロッパで有数の量の記録文書を伝え際だった存在感を示す。

これまで、ヴェネツィアの文書管理については、書記局官僚の形成とともに、主に都市政府による統治・行政の範囲内で解明が進んできた。一方で、都市政府という枠組みの外にある民間実践については、十分な検討が進んでこなかった。

そこで、本稿では、13世紀に成立し、15世紀以降に都市の主要な慈善団体の1つとして近世まで大きな存在感を有し続けた大規模宗教兄弟会を事例にして、同団体による文書管理を検討する。それによって、慣習法の蓄積への対応に追われた都市政府による管理との類似性が指摘されるとともに、15世紀から16世紀前半にかけて多くの遺産管理を担うことになった同団体の事情が文書管理に及ぼした影響も考察される。また、本稿の事例によって、都市ヴェネツィアにおける幅広い〈アーカイブズ実践〉の社会状況についての一端を明らかにすることも期待される。

【目 次】

はじめに

1. 中近世ヴェネツィアにおける文書管理の形成
2. ヴェネツィアの大兄弟会
3. 大兄弟会のアーカイブズ
4. 大兄弟会の文書管理

おわりに

はじめに

アドリア海の干潟の都市ヴェネツィアは、中世後期の地中海・ヨーロッパ経済圏における中心地の1つであった。商業の繁栄は多くの人を呼び込む。様々な土地からこの都市へと人が訪れ、ヨーロッパで有数の人口規模を有する都市にもなった。

一方、日本における中世イタリア史学の碩学である清水廣一郎は、商業拠点として多くの人々が行き来したイタリア中世都市の性格について、都市外からの人々を受け入れる開かれた性格から捉えるのみならず、そこで都市を維持・運営する都市共同体内の人々の存在にも注目する必要があることを指摘した¹⁾。運営には、運営するための組織、規範等に加えてそれらを支える記録文書の存在も前提となる。事実、イタリア北中部では、都市行政の制度的発展とともに、管理・運営のための文書量が増加し、文書管理の体制が整えられることになった。大都市ヴェネツィアも例外ではなく、12世紀以降、徐々に形成・拡大した。

行政関連の管理が進展するとともに、やがて私的な民間文書群の形成も進むことになった。ただ、これまでヴェネツィアの民間実践を巡っては、行政に携わった貴族のものが一部紹介されてきたに留まり、その実態は殆ど解明されていない。そこで、本稿では、当時の都市社会に存在した一団体を検討する。住民生活にとって重要な人的結合の枠組を形成し、困窮化した住民の慈善救済活動においても大きな存在感を有したとされる大規模な宗教兄弟会の記録文書群はどのように形成され、管理されたのか。同団体の成長の軌跡の一端を、アーカイブズという視角から跡づけたい。

1. 中近世ヴェネツィアにおける文書管理の形成

ヴェネツィアを始めとした中世イタリア都市社会は、記録文書の作成が盛んな地域であったことで知られている。各地域にある文書館の閲覧室に入れば、現在でもその一端を感じ取ることができる。歴史学は長らく、それら豊富な記録文書に確認される証言を読み取って歴史を再構成することに邁進してきたが、近年では、記録文書やその纏まりを含むアーカイブズそのものの歴史的形成に対する意識もますます高まっている²⁾。資料の生成、維持、保管、複製の各局面や、そこに介在した記録者、校閲、印刷、資料保管者や読者などについて検討されると同時に、アーカイブズが形成された背景や状況への関心から、政治、文化、経済などの多様な

1) 清水廣一郎「イタリア中世都市」『中世史講座3 中世の都市』学上社、1982年；同「イタリア中世都市論再考」『史潮』新24、1988年。

本稿の内容の一部は、高見純「中世末期ヴェネツィアにおける福祉：大兄弟会による救済と相互扶助から」一橋大学博士学位論文、2019年に依拠する。本稿の内容の一部は、高見純「中世末期ヴェネツィアにおける福祉：大兄弟会による救済と相互扶助から」一橋大学博士学位論文、2019年に依拠する。

2) バーンズは、ただ窓を覗き込むかのように資料から歴史を見ようとするものの限界を指摘し、チェスボードとしてアーカイブズを分析することを提案している。Kathryn Burns, *In to the Archive: Writing and Power in Colonial Peru*, Duke University Press 2010, pp. 123-125. 19世紀的な歴史学からの変遷については、以下を参照。Alexandra Walsham, 'The Social History of the Archive: Record-Keeping in Early Modern Europe', *Past & Present*, 230, 2016, pp. 9-48.

側面との関係性の中で議論が進められている³⁾。

アーカイブズの管理や、(文書庫・文書館などの)保管場所としてのアーカイブズの形成に関する議論において、ヴェネツィアは格好の事例の一つを提供する。イタリア国立ヴェネツィア文書館は、ヨーロッパでは最大級の文書数を所蔵する文書館の1つである。そして、それら所蔵資料の多くを占めるのは、莫大な量の記録を保存し続けた旧ヴェネツィア共和国時代のものである⁴⁾。また、とりわけ15世紀以降に整備が進められ、都市ヴェネツィアの行政を下支えた書記局は、精緻な官僚的機構を構築し、都市の行政記録の多くを保管・管理したことで知られている⁵⁾。

北中部イタリアでは、13世紀以降、公的記録の保存と管理が開始されたと言われる⁶⁾。読み書き能力の普及とともに、市民の共同体たるコムネは、日常的な種々の実務を丈夫な記録簿(Registro)に記録することで、公的記録の継続的な管理と保存に着手していった⁷⁾。ヴェネツィアでも、この時代から書記局が、政治の中心であったサン・マルコの一角でコムネの記録を生産、保管していた⁸⁾。

1316年には、共和国の統治を司る大評議会が書記局の記録文書の保管場所の設置を決定した⁹⁾。元首の邸宅であるドゥカーレ宮殿の下層階に設置された空間には、特に貿易関係の重要

- 3) 中近世イタリアについての近年の総合的な研究成果として、以下を参照。Filippo de Vivo, Andrea Guidi, Alessandro Silvestri (eds.), *Fonti per la storia degli archivi degli antichi Stati italiani*, Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Direzione Generale Archivi, 2016. また、研究史については、以下のイントロダクションも参照。Filippo de Vivo, Andrea Guidi e Alessandro Silvestri (eds.), *Archivi e archivisti in Italia tra medioevo ed età moderna*, Roma: Veilla, 2015. また、アーカイブズに対する視角については、収集・整理・活用という古典的な3段階を軸に整理したバークによる同書の最終章を参照。Peter Burke, 'Postrazione, Che cos'è la storia degli archivi?', *Archivi e archivisti in Italia*, pp. 359-373. ヨーロッパ諸地域のアーカイブズに関して、森宣人、石井進(編)『地域と歴史学：その担い手と実践』晃洋書房、2017年を参照。また、18世紀末以降のアーカイブズの展開に関して、Jürgen Osterhammel (translated by Patrick Camiller), *The Transformation of the World: A Global History of the Nineteenth Century*, Princeton University Press, 2014. pp. 7-9を参照。
- 4) 共和国崩壊時以降の文書館形成については、以下を参照。湯上良「アンシャン・レジーム末期における政体移行とアーカイブ ヴェネツィア共和国の事例から」『社会科学研究』33巻1号、2012年、255-291頁。
- 5) Paul-Michel Perret (ed.), 'Description ou traictié du gouvernement ou régime de la cite et seigneurie de Venise', *Histoire des relations de la France avec Venise du XIIIe siècle à l'avènement de Charles VIII*, Paris, 1896, 2, pp. 277-80; David Chambers and Brian Pullan (eds.), *Venice: A Documentary History, 1450-1630*, Oxford, Blackwell, 1992, pp. 59-61.
- 6) この現象は、「文書革命」とも評価される。デ・ヴィーヴォは、イタリア都市の中でも、ヴェネツィアが秀でていたことを強調している。Filippo de Vivo, 'Heart of the State, Site of Tension. The Archival Turn Viewed from Venice, ca. 1400-1700', *Annales HSS*, 68-3, 2013, pp. 459-485; Jean-Claude Maire Vigueur, "Révolution documentaire et révolution scripturaire: le cas de l'Italie médiévale", *Bibliothèque de l'École des chartes*, 153-1, 1995, pp. 177-185.
- 7) 徴税記録、議事録、会計記録、裁判記録など。Paolo Cammarosano, *Italia medievale. Scrittura e geografia delle fonti scritte*, Roma, La Nuova Italia Scientifica, 1991. 裁判記録については以下を参照。中谷惣「中世後期イタリアにおける訴訟戦略と情報管理—ルッカの事例から—」『史学雑誌』、117 (11)、2008年、1-36頁。
- 8) M. P. Pedani, *Veneta auctoritate notarius: storia del notariato veneziano: 1514-1797*, Milano: Giuffè, 1996, p. 96.
- 9) 1316年8月19日の決議。Giambattista Lorenzi (ed.), *Monumenti per servire alla storia del Palazzo*

な記録が保存された¹⁰⁾。それまで、一般に公開されていた書記局の文書の一部が隔離されることによって、機密性の維持が図られた。

15世紀以降、国家行政に関わる文書保管は、細分化による整理の時代を迎える。セナート (*Senato*) の文書群は、1401年には、機密文書 (*Secreti*) がその他の文書 (*Misti*) から分けて整理されることになった¹¹⁾。1440年には、その他の文書 (*Misti*) も、海外領土 (*Mar*) と市内及びテッラ・フェルマ (*Terra*) のシリーズに分けられた¹²⁾。更に、16世紀以降も、機密文書 (*Secreti*) の内、オスマン帝国との関連文書が帝国の首都名を冠したシリーズ (*Constantinopoli*)、ローマ教皇庁の関連文書 (*Roma*) も独立した纏まりに整理されるなど、更なる分化による整理が進められた¹³⁾。

書記局を巡る研究史では、伝統的に、局のスタッフである官僚層の形成と展開が、市民身分の形成との関係から議論されてきた¹⁴⁾。一方、近年では、デ・ヴィーヴォが、書記局での文書管理という側面に着目して検討を重ねている。18世紀末まで貴族による政治体制が転覆せずに継続したヴェネツィアは、国家の長期安定性が「神話」化され、書記局も「神話」を構成する一要素とされてきた¹⁵⁾。これに対して、デ・ヴィーヴォは、上記のような文書保管の細分化を、経済・財政的背景も踏まえながら、機密保持、及び政治的な排除の機会として捉えることで、緊張の場としての書記局を描いた¹⁶⁾。

また、彼の別の論稿では、書記局による具体的な管理実践の在り方が検討された¹⁷⁾。ローマ法というよりも、慣習法を積み重ねることによって成立していたヴェネツィアでは、正式な記録簿の作成とともに、他の多くの記録、写しが作成された。都市行政は、多様な機関や委員会

Ducale di Venezia, ovvero Serie di atti pubblici dal 1253 al 1797, Venezia, Tipografia del commercio di Marco Visentini, 1868, p. 10.

- 10) 後に知られるCancelleria inferiore (「下部にある書記局」の意味)。
 11) 15-17世紀の都市政府によるアーカイブズ整理については、Filippo de Vivo, 'Ordering the Archive in Early Modern Venice (1400-1650)', *Archival Science*, 10, no. 3, 2010, pp. 231-248.
 12) テッラ・フェルマ (Terra Ferma) は「動かない土地」を意味し、海に浮かぶ干潟の都市ヴェネツィアにとってのイタリア半島内の陸上領土を指す。
 13) 1556年から1560年にかけて行われた。更に、1630年には、機密文書 (*Secreti*) は、共和国内に關する文書 (*Rettori*) と外に關する文書 (*Corti*) に分けられた。
 14) 参政権を有さなかった非貴族の中で、徐々に有力な住民が「市民層」として確立されていく状況が、市民層による書記局での書記官職の独占と特権化を通して明らかにされてきた。例えば、以下を参照。Andrea Zannini, 'Un ceto di funzionari amministrativi: i cittadini originari veneziani 1569-1730', *Studi Veneziani*, XXIII, 1992, pp. 131-147; Andrea Zannini, *Burocrazia e burocrazia a Venezia in eta moderna. I cittadini originari (sec. XVI-XVIII)*, Venezia: Istituto Veneto di Scienze, Lettere ed Arti, 1993; Giuseppe Trebbi, 'La cancelleria veneta nei secoli XVI e XVII', *ANNALI della Fondazione Luigi Einaudi*, v. 14, 1980, pp. 65-126; Matteo Cassini, 'La cittadinanza originaria a Venezia tra i secoli XV e XVI. Una linea interpretative', in Benzoni, G., Berengo, M., Ortalli, G., Scarabello, G.(eds.) *Studi Veneti offerti a Gaetano Cozzi*, Venezia, 1992, pp. 133-150; 藤内哲也『近世ヴェネツィアの権力と社会—「平穩なる共和国」の虚像と実像—』、昭和堂、2005年。
 15) 神話化は、早くも16世紀に始まっていた。Gasparo Contarini, *La repubblica, e I magistrati di Vinegia*, Venezia, 1544. 神話の時代的背景については、以下を参照。中平希「ヴェネツィア『神話』とその再生—ガスパロ・コンタリーニ『ヴェネツィア人の行政官と共和国』に見る16世紀の国家像—」『西洋史学報』、24、1997年、58-86頁。
 16) Filippo de Vivo, 'Heart of the State'.
 17) Filippo de Vivo, 'Ordering the Archive'.

によって維持・運営されていたが、そのそれぞれについて、記録が作成され保管された¹⁸⁾。特に、14世紀以降、十人会が共和国の記録の管理と監視を担うようになると、十人会との記録のやり取りから文書量は増大した¹⁹⁾。そして、それら全ての記録が保存、保管され、大量の記録文書が蓄積されることになったのである。

書記局の文書は、機関ごとに分けて保管された。しかし、一機関の文書のみを取っても膨大な量になる²⁰⁾。蓄積された慣習法に立ち向かい、理解する手段は、目次や要約集の作成であった²¹⁾。各資料冊子の冒頭に目次が作成された他、数冊分を範囲とした独立の目次冊子や、記述内容を抜粋した要約集も作成された。

デ・ヴィーヴォによれば、書記局での文書整理について、15世紀から17世紀の各時代に、こうした目次や要約集の作成が積極的に推進された時期があった。文書量の拡大は、管理への危機感をもたらす。ヴェネツィアは15世紀以降、テッラ・フェルマでの領域を拡大したが、それは管理すべき文書量の増大も意味した²²⁾。目次の作成が資料ごとに進められ、1459年には、十人会によって情報の更新も命じられた²³⁾。

15世紀後半以降、書記局の書記はヴェネツィア生まれの人々で構成されるようになっていった。書記官長を頂点とする組織で、100人にのぼる書記が機関ごとに担当を分担し、これらの膨大な文書記録に対処していたという²⁴⁾。

このように、書記局の実践についての解明が進んでいる一方で、都市政府による実践の範疇を超えた私的な管理実践については、それ程明らかになっていない。ヴェネツィアにおける年代記の作成を研究したライネスは、15世紀後半以降に貴族の私的な文書群の形成が進んだことを指摘した²⁵⁾。ヴェネツィアの官職は、通常、半年から2年と短期に設定され、貴族は短いサ

18) 都市政府の見取り図については、以下を参照。F. C. Lane, *Venice, a Maritime Republic*, Johns Hopkins University Press, 1973, pp. 254, 428-430; 中平希『ヴェネツィアの歴史。海と陸の共和国』創元社、2018年、105-109頁。税務文書の「写し」に関して、Ryo Yugami, *Gli archivi e la fiscalità: l'organizzazione delle informazioni amministrative nella Repubblica di Venezia nel Settecento*, Venezia: Ca' Foscari, Tesi di Dottorato, 2015を参照。

19) 1310年に起こった反乱をきっかけに設置され、1334年から恒久的な治安維持機関となった十人会については、以下を参照。Guido Ruggiero, *The Ten: Control of Violence and Social Disorder in Trecento Venice, Dissertation of Doctor of Philosophy in History*, University of California; Lane, *Venice a Maritime Republic*, pp. 114-117.

20) 例えば、政治の中枢を担ったセナートでは、毎年平均して37の冊子が作られ、13000枚の紙が記録用に使用されたという。Filippo de Vivo, 'Heart of the State', p. 442.

21) 18世紀を事例に検討した湯上も、文書作成の基準を示す法令や布告がない時代に膨大な慣習法を理解する唯一の方法として、個々の文書分析、及びその手段としての目次作成を挙げている。18世紀ヴェネツィアの財務・税務文書では、「目次を定期的に作成する」ようになっていた。湯上良「17-18世紀のヴェネツィア共和国における税務文書の運用と管理」、中京大学社会科学研究所編『知と技術の継承と展開—アーカイブズの日伊比較—』、創泉堂出版、2014年、149-180頁。

22) デ・ヴィーヴォは、13世紀以降の記録文書の集中化についても、13世紀初頭の第4回十字軍によってヴェネツィアの海外領域が拡大し、情報と情報の移動が増大したことを要因とみている。

23) Filippo de Vivo, "Ordering the Archive", p. 241. 一方、16世紀には、ヴェネツィアが周辺各国に戦争で破れ、強国としての自信を喪失した世紀前半に、再び自信を取り戻そうという機運がきっかけになったという。注15の参考文献を参照。

24) Paul-Michel Perret (ed.), 'Description ou traictié du gouvernement ou régime', p. 277.

25) Dorit Raines, 'The Private Political Archives of the Venetian Patriciate - Storing, Retrieving and Recordkeeping in the Fifteenth-Eighteenth Centuries', *Journal of the Society of Archivists*,

イクルで様々な役職への就任が求められた²⁶⁾。そのため、就任前に自身が予定する仕事を慣習から学ぶ必要があり、書記局などでの文書閲覧、貸借、筆写が行われた。ライネスによれば、こうした際に取られた写しや、返却されないまま残された文書が、貴族の私的な文書群を構成する一部になったという²⁷⁾。そして、テッラ・フェルマの領域拡大によって政府の官職数が増大し、紙の価格が下落して記録に紙を使用することが容易になった15世紀後半以降に、貴族の私的な文書群も発展をみたと指摘した²⁸⁾。

このように、ライネスの研究では文書群形成の要因が分析されたが、一方で、形成された文書群の具体的な管理実践については、殆ど解明が行なれていない。ヴェネツィア社会では、記録文書の管理はどのように進んでいたのか。本稿は、素朴な疑問へ立ち返り、その小さな一歩として、大規模宗教兄弟会を事例に民間における形成を確認する。

2. ヴェネツィアの大兄弟会

2-1. ヴェネツィアの兄弟会と大兄弟会

15世紀イタリア都市社会では兄弟会という枠組みが隆盛したが、西欧と地中海を結ぶ大商業都市であったヴェネツィアも例外ではなく、都市の規模に比例するがごとく、数百もの兄弟会(ヴェネツィアでは、「スクオーラ」と呼称)が存在した²⁹⁾。15世紀後半以降のヴェネツィアには、大規模な幾つかの大兄弟会(スクオーラ・グランデScuola Grande)と、これと区別される意味において「小さいpiccolo」を冠した、その他多くの小兄弟会(スクオーラ・ピッコラScuola Piccola)が存在した。

兄弟会は、ヴェネツィアの人々の日常と切り離せない枠組みであったと考えられる。人々は兄弟会に加入し、宗教儀式への参加や、死亡した会員の葬儀への出席、及び冥福を祈る為の代祷ミサへの出席、貧困に陥った会員の救済などを行った。逆に、自らが貧困に陥った時には救済を受け、死亡時には葬儀に参列してもらい、その後も天国へ行けるよう定期的に冥福を祈ってもらったのである。

兄弟会は様々な設立背景を有した。出身地、教区などの地縁、世代、特定の活動目的などの他に、同一の職業を媒介にした兄弟会も多くみられた。やがて、その中で幾つかの鞭打ち苦行

32-1, 2011, pp. 131-142. また、年代記の作成については、Dorit Raines, 'Alle origini dell'archivio politico del patriziato: la cronaca 'di consultazione' veneziana nei secoli XIV-XV.', *Archivio Veneto*, ser. V, vol. CL, 1998, pp. 5-57.

26) 政府の役職については、Robert Finlay, *Politics in Renaissance Venice*, London: Ernest Benn, 1980.

27) デ・ヴィーヴォは、こうした利用者の存在が、機密文書保護への意識を高めさせた一因になったと考えている。また、閲覧の増加によって、閲覧用の「写し」も多く作成されることになった。

28) 文書量の増大が紙の普及を前提としたことは、バークも指摘している。Peter Burke, 'Postrazione, Che cos'è la storia degli archivi?', p. 273.

29) 同時代の証言によれば、15世紀中に200存在し、1525年には111がコルナーロ枢機卿の葬列に参加したという。R. Mackenny, *Tradesmen and traders: the world of the guilds in Venice and Europe, c. 1250-c. 1650*, London; Sidney: Croom Helm, 1987, p. 48; Sanudo, M. *I diarii*, vol. XXXIX, R. Furin (ed.), Venice, 1879-1903, cols. 242. また、兄弟会の監督を担当したProvveditori de Communの18世紀の資料によれば、340の兄弟会が見つかったという。Machenney, R. 'Continuity and change in the scuole piccole of Venice, c. 1250-c. 1600', *Renaissance Studies*, 8-4, p. 388-403, 1994.

兄弟会が大きく成長し、大兄弟会となる。

1260年、ペルージャを発端としてイタリア半島の各地を巡った鞭打ち苦行運動の波は、ヴェネツィアにも到達した³⁰⁾。聖母マリア兄弟会Scuola di Santa Maria della Caritàに続いて、聖マルコ兄弟会Scuola di San Marco、福音の聖ヨハネ兄弟会Scuola di San Giovanni Evangelistaが設立され、その数十年後の1308年には聖ミゼリコルディア兄弟会Scuola di Santa Maria della Misericordiaも設立された³¹⁾。

これら4つの兄弟会は一時的な熱情とともに消え入ることはなく、その後も継続し、団体的性格を変容させながら成長した。そして、15世紀後半には都市政府から「大」を冠して呼ばれるようになり、18世紀末のヴェネツィア共和国崩壊後まで、都市の名誉ある大兄弟会としての歴史を歩むことになった。

鞭打ち苦行という特定の目的で集合した大兄弟会は、都市の狭い1区域のみならず、都市全域から会員を集めた。都市政府によって550人から600人の上限人数を定められていたが、実際はこの人数を大きく超えた会員を有していたと考えられる。大兄弟会に求められた基本的な活動原則は一般的な兄弟会と同様であったが、霊的・物質的双方の相互扶助が大規模な会員数と財力によって展開された。

2-2. 大兄弟会の研究史

1797年にナポレオンが征服するまで、干潟に浮かぶ都市ヴェネツィアは、特に14世紀以降、貴族制の崩壊を迎えることなく、政治的な混乱が極めて少ない安定的な社会を実現した。既述のように、16世紀以降に「神話」化したこの言説に多くのヴェネツィア研究が触発されてきたが、大兄弟会研究の出発点であるプランは、長期安定を支えた要素の1つとして大兄弟会を取り上げた³²⁾。

その理由は、2点ある。1点目は、大兄弟会が都市住民に福祉を提供する団体としての役割をもつことであった。プランは、14世紀末以降、慈善諸制度が制度的に設立されたことから、それまでの鞭打ち苦行に彩られた信仰団体から、救済団体へと性格に変容があったと考えた。また、16世紀後半から17世紀前半にかけての聖ロクス兄弟会の会計帳簿を分析し、大兄弟会が特に遺産獲得と不動産投資を活発化させた16世紀には富裕化を進展させ、同世紀後半には、貧窮化した都市住民の社会救済団体として重要な役割を担うに至ったと評価した。

2点目は、非貴族階層の取り込みである。13世紀末から14世紀にかけて、ヴェネツィアでは貴族制が進展し、貴族が政治を独占した。それ以降、政治に参加する可能性を排除された「市民」層であったが、名誉ある大兄弟会の運営役職を独占することで擬似的な政治の機会を獲得

30) 鞭打ち苦行運動と、ヴェネツィアでの兄弟会設立の概要については以下を参照。Jonathan Glixon (2008), *Honoring God and the city: music at the venetian confraternities, 1260-1807*, Oxford University Press, 第1章。

31) 1489年には、1478年に設立された聖ロクス兄弟会Scuola di San Roccoが大兄弟会の列に加わり、15世紀末までに5つの大兄弟会が存在した。また、1552年には聖テオドロ兄弟会Scuola di San Teodoro、1687年には聖ファンティン兄弟会Scuola di San Fantin（またはScuola di Santa Maria della Giustizia）、1765年には聖母マリアのロザリオ兄弟会Scuola della Beata Vergine del Santissimo Rosario、1767年にカルミニ兄弟会Scuola dei Carminiが追加された。

32) Brian Pullan, *Rich and poor in Renaissance Venice*, Oxford: Blackwell, 1972.

し、政治欲を解消していたというわけである。16世紀にガスパロ・コンタリーニが行なった主張にプランが同調したと言える³³⁾。

そして、そのような名誉を満足させた富裕な「市民」層に加えて、貴族、より下層の社会層も含めて共存する大兄弟会が、都市の名誉ある団体として公的行事に参加することによって、様々な社会層を内包する階層社会ヴェネツィアにおける市民統合に寄与していたと考えた³⁴⁾。この問題については、ブラウンも兄弟会研究を包括的に検討した論考の中で議論している³⁵⁾。ヴェネツィア社会の階層性と兄弟会の関係性について、現実の階層関係を内部化して成立し、時に現実の階層を超えて生じうる貧富の問題を解消するのに貢献した大兄弟会は、既に階層が固定化されつつあった社会を更に固定化するのに役立ったと結論付けた。

本稿はこうした研究状況を踏まえ、記録文書の管理という視覚から検討する。これまでの研究では、社会階層や兄弟会の諸活動に注意が向けられても、文書管理について本格的に論じられることはなかった。しかし、そもそも、長期に渡って都市で大きな存在感を有し続けた団体の発展と継続には、日々の運営が有効に機能することが不可欠である。そして、大規模化した団体の運営では、必然的に多くの記録文書が生産されたはずである。ならば当然、拡大的に蓄積される記録文書の適切な管理も肝要になるのではないだろうか。本稿では、大兄弟会の1つであった聖マルコ兄弟会を中心に、15-17世紀の文書管理の様相を検討する³⁶⁾。

3. 大兄弟会のアーカイブズ

3-1. 現存する大兄弟会のアーカイブズ

大兄弟会に関するアーカイブズの大半は、現在、国立ヴェネツィア文書館に保存され閲覧可能である。会ごとに会名を冠したフォンドとして整理され、本稿が検討する聖マルコ兄弟会も、*Scuola Grande di San Marco*名で、13世紀の設立から19世紀初頭までの記録が纏められている³⁷⁾。請求目録に記載された請求番号は200を超え、同会が多くの記録文書を作成、保存したことが分かる。現存する資料は、14世紀までのものは少なく、とりわけ16世紀後半以降、時代を降るに従って数も多くなる傾向にある。

兄弟会にとって最重要かつ本質的なものが、兄弟会規約マリエゴラ (*Mariogola*) である。会員は入会に際して、最初に規約の遵守を誓うことになった。兄弟会の活動、組織、運営の諸原則や、会員全体が遵守すべき規定事項が記載され、会員名もマリエゴラに一覧が記入された。

33) 「市民」層の定義の変遷は、以下を参照。R. C. Mueller, *Immigrazione e cittadinanza nella Venezia medievale*, Roma: Viella, 2010.

34) この議論については、プランの以下の論考も参照。Brian Pullan, 'The scuole grandi of Venice. Some further thoughts', in Timothy Verdon, and John Henderson (eds.) *Christianity and the Renaissance. Image and Religious Imagination in the Quattrocento*, Syracuse University Press, pp. 272-301, 1990.

35) Patricia Fortini Brown, "Le scuole", in Ugo Tucci (ed.), *Storia di Venezia, V: il rinascimento. Società ed economia - La città. La vita sociale*, Rome: Istituto della Enciclopedia italiana, pp. 307-354, 1996.

36) 聖マルコ兄弟会は、都市と同じ守護聖人を抱くことから、会員人数の上限を優遇されるなど、都市から厚遇を受ける大兄弟会でもあった。

37) ASVe, *Scuola Grande di San Marco* (以後、ASVe, SGMと略記する)。

聖マルコ兄弟会の場合、会員一覧の名簿は現存しているものの、諸規定が記載されたオリジナルの規約が残っていない。従って、規約内容を窺い知るには、16世紀後半に作成されたと考えられる写しを参照することになる。規約には、新たな規定が増える度に、その内容が追記された³⁸⁾。ただ、ヴェネツィアの大兄弟会の場合、規約内容は都市政府の監視下にあり、追記や変更の場合も直接の管理機関であった十人会の承認を必要とした³⁹⁾。

文書館が作成した請求目録に目を通すと、まず、資産台帳 (*Catasto dei Beni*)、会員一覧 (*Mariegola; Elenchi dei confratelli*)、役職就任者一覧 (*Cariche*)、各種議事録や会計帳簿、遺言記録 (*Testamenti*)、遺産執行委員会の記録 (*Commissaria*)、総合的な要約集 (*Sommari*)、資産記録、年会費支払い記録 (*Luminarie*) などの項目が確認される⁴⁰⁾。各項目は、複数の文書や冊子で構成される場合も多い。例えば、b. 16から続く書記が作成した議事録は、年代順に記載されている。帳簿の紙面がいっぱいになると、次の帳簿が開始される⁴¹⁾。一方で、会員一覧は3冊が現存しており、それぞれが一定期間を範囲とするが、b. 4が1480-1549年、b. 5が1507-1517年を範囲とするように一部の期間と記載内容が被っている⁴²⁾。

資料の外形は、冊子として綴じられたものと、バラバラな文書が纏められているだけの場合がある。冊子として綴じられたものには、予め厚めの羊皮紙や皮などで綴じられて作成された記録簿に書き込まれた場合や、一定量の記録文書を纏めて綴じて作成された簿冊もある。上記の書記による議事録や会員一覧などは、兄弟会が長期的な保存を想定して作成したと考えられ、厚めの装丁を有する記録簿である。一方、例えば2冊現存している役職就任者一覧の場合、1431-1533年を範囲とする方は、簡易的に冊子化された簿冊としての形態を取り、後代に作成されたと考えられる1440-1743年を範囲とする方は厚めの装丁の記録簿として内部も装飾が施されている。利用方法や保存目的の相違が、綴じられ方の相違に反映されたものと考えられる。

更に、注目されるのは、多様なトピックを題名にした文書が多く確認されることである。例えば、死亡会員、追放者会員、水の支払い、裁判関係、公債、嫁資、貧者の援助、建設事業、貴族会員などの会員カテゴリーを冠した文書、各役職者名を冠した文書などである。これらの記録には、実際に業務を行う際に記録されたと考えられる文言や計算もあるが、十人会などから出された規約内容について、特定のトピックに関連するものを抜粋して集めたと考えられる文書も多く確認される。簿冊になっている場合もあれば、バラバラな文書を纏めただけの状態でも保存されている場合も多い。文書の上部には、「写し」であることを示す“copia”の文字が多く確認される。兄弟会員が写しの作成によって、トピックごとに情報を整理しようとしていたことが分かる。

38) この資料には、1584年までの1～45章が記載されており、第10章と第40章が抜けている。ただ、例えば規約遵守の項目は、前半の第3章に記載されていることから、初期の時代から存在する規定であると推測できる。「全ての会員は、入会に際して規約の遵守を誓わなければならない」“Che tutti li fradelli quali entreranno nella Scuola debbino giurar l'osservation della Mariegola”. ASVe, SGM, b. 216, cap. 3.

39) ASVe, SGM, b. 216, cap. 22.

40) 文書館で整理された順番や纏め方は、大兄弟会の管理における整理や順番と一致しているとは限らない。

41) ASVe, SGM, bb. 16bis-38.

42) ASVe, SGM, bb. 4-6. 例えば、b. 10-15の遺言記録でも同様の特徴が確認される。

3-2. 1515年の文書目録

聖マルコ兄弟会の資料群を確認していくと、15世紀半ば以降に兄弟会に関する纏まった現存史料の幾つかは記録が開始されている。書記による議事録は、1428年から開始された⁴³⁾。また、役職就任者一覧は1431年に開始され、1430年から記帳が開始される会計帳簿も現存し、現存する最古の兄弟会名簿の記録も1458年から開始される⁴⁴⁾。

では、聖マルコ兄弟会が自身の所有する記録文書の保存と管理について言及し始めたのはいつ頃からであろうか。現存史料では、16世紀前半から確認することができる。1513年2月19日の評議会決議で、兄弟会に関する文書が会の建物の戸棚の1つに保管され、戸棚を開ける鍵2本は、代表と代表代理の2人が1本ずつ管理することになった⁴⁵⁾。そして、2年半後の1515年11月11日には、兄弟会、及び兄弟会が関与する遺産執行委員会に関して会が保有する全ての文書についての目録が作成される事になった⁴⁶⁾。この時期の整理と管理の取組みを巡る事情や背景は次節で検討するとして、ここでは、現存する目録の内容から、聖マルコ兄弟会が所有した記録文書の内容を確認する。

皮装丁の目録 (Inventario) を開くと、1頁目には1515年の目録作成年とともに、この目録が代表ヴェットール・ツィリオールの時代に作成され、聖マルコ兄弟会の全文書を含み、文書室に保管されていることが示されている⁴⁷⁾。それに引き続いて早速、兄弟会が所有する記録文書が一覧形式で順に記載されている。目録は40頁に及び、各項目では文書の名称や種類について記載された後に、必要に応じて外形や記載内容、記載時期の範囲についての簡単な説明も行われている⁴⁸⁾。

まず最初に目録に記載されたのが、兄弟会本体の運営に直接的に関係する文書類である。4頁目の途中まで続く。これを一覧化したのが、表1である。項目は全部で21あり、一項目に複数冊含まれることもあった。そこで兄弟会本体に関係した文書数を合計すると、29にのぼった⁴⁹⁾。

兄弟会にとって最も重要な存在であった規約マリエゴラから一覧は始まるが、その内、3と

43) ASVe, SGM, b. 6; ASVe, SGM, b. 16bis.

44) ASVe, SGM, b. 8, c. 3. 尚、この名簿は紙製であり、羊皮紙に書かれた規約Mariegolaに記載されているような名簿とは異なる。装飾等も一切ないことから、より実務的な目的で作成された文書であると考えられる。尚、規約Mariegolaに記載の名簿は、1480年代以降のものが1冊、16世紀のものが2冊存在している。ASVe, SGM, bb. 4, 5, 6.

45) ASVe, SGM, b. 8, c. 465. "Scritture della Scola instrumeti testamenti, polizze degli eccellentissimi capi, carte di novizze, et altro siano tutte poste in alberghetto in un armar con due chiavi una tenuta dal Guardian Grande, l'altra dal Vicario".

46) ASVe, SGM, b. 8, c. 466. 兄弟会は毎年数回行われる全体集会にて、代表や代表代理、儀礼役、書記などの運営役職者を選出した。

47) ASVe, SGM, b. 46. "Inventario de tute scritture et libri de la Scuola de misser S. Marco posti in questo Studio fato in tempo del [...] misser Vettor Ziliol dignissimo vardiano grando". 兄弟会の全ての書き物scrittureと本libriが対象であることが明示されているが、これら全てが手書きで作成されたと考えられることから、本稿では、「文書」という語に統一して表記する。

48) 目録には頁数が記載されていないので、40頁というのは筆者が数えた数字である。

49) ただ、この目録には、国立文書館で現在確認される幾つかの資料が記載されていないことも指摘される。儀礼役や代表代理などの各役職者の帳簿の他、建設事業や兄弟会が行った諸活動の関係文書も見当たらない。他所に保管されたか、その中の幾つかが9や17に記録された可能性も考えられる。

4が会員一覧であり、1、2、5が諸規定を記したものであった可能性が高い。恐らく、当初は1の「古い規約」のみ存在していたが、ある時期に2の「新しい規約」を作り直したのだと考えられる。5の内容は定かではないが、具体的な内容や装丁については一切記されていないことから、より簡易的に参照するために作成された規約の写しであった可能性も考えられる⁵⁰⁾。

マリエゴラに続くのは、兄弟会の諸活動や運営に関わる記録類である。兄弟会は、貧しい家庭の若い女性が結婚するのに必要な嫁資を援助する慈善活動を行なったが、7はその記録である。このように早い段階で目録に記載されたことは、嫁資付与の活動が兄弟会にとって重要な位置付けを得ていたことを示している。その他、会員死去と代わりの新規入会に関する記録(8)、書記による議事録(11)、運営者名簿(13)、会計帳簿類(15・16)など、日々の運営に不可欠なものとして生産されたはずの記録があった⁵¹⁾。

表1 聖マルコ兄弟会本体についての文書一覧

| 項目 | 冊数 | 内容 |
|------------------------------|----|--|
| 1 マリエゴラ（古） | 1 | 「古い規約」と呼ばれる本。全体集会と十人会で可決された内容を含む。 |
| 2 マリエゴラ（新） | 1 | 「新しい規約」と呼ばれる本。兄弟会の全規定と、追加関連情報が記載。 |
| 3 マリエゴラ | 1 | 赤色の皮で綴じられた会員名簿。 |
| 4 マリエゴラ | 1 | 羊皮紙で綴じられた会員名簿。 |
| 5 マリエゴラ | 1 | 良質な紙の60の規約。 |
| 6 年間規定の本 | 1 | 年間の遵守すべき全規定を月ごとに記載した、赤色の皮で綴じられた本。 |
| 7 嫁資の本 | 2 | 兄弟会が付与した嫁資について。 |
| 8 "死者の本" | 1 | 毎年、その年に死亡した会員名と、その代わりに入会した会員名が記載される。 |
| 9 様々なことが書かれた本 | 1 | 5種類の異なることが記載された縦長の本 |
| 10 "カタスト"（台帳） | 1 | 我々の兄弟の多くの遺言書が記載された、黄色の皮で綴じられた台帳。 |
| 11 書記記録1 | 1 | 1479年12月5日～1498年3月11日までを範囲に58紙で構成された、羊皮紙に綴じられた書記記録。 |
| 12 書記記録2 | 1 | 1498年3月18日～（目録作成時の）1515年までを含む58紙で構成された、黒色の皮で綴じられた書記記録。 |
| 13 役職者名簿 | 1 | 1444年から目録作成時までを含み、その後も継続的に記載される予定の、羊皮紙で綴じられた全役職者名簿。 |
| 14 本 | 2 | 皮で綴じられた2冊の本。様々な事柄が複数人によって記載される。 |
| 15 元帳 | 3 | 兄弟会の全取引が記載された大型本。債務債権、施療院、所有資産や家屋を含む。 |
| 16 仕訳帳 | 3 | 上記3冊の元帳の仕訳帳。 |
| 17 様々なことが書かれた本 | 3 | 異なる種類のことが書かれた本。兄弟会の文書室の入口にある。 |
| <目次集付きの箱々に入れられ、文書閲覧室に置かれた書物> | | |
| 18 本目録 | 1 | 兄弟会についての全書物と本が記載された目録。 |
| 19 動産目録 | 1 | 兄弟会の全動産が記載された目録。 |
| 20 勅書 | 1 | 大司教大勅書。 |
| 21 新規会員受入れの証書 | 1 | 死者会員の代わりに受入れる新規会員についての十人会の証書。 |
| 合計冊数 | 29 | |

出典) ASVe, SGM, b. 46, Inventario del 1515. 尚、目録には頁数を示す数字が記載されていない。

注) 左側の番号は、目録に記載されていたものではなく、本表を作成する上で付与した。

50) ASVe, SGM, b. 46. "Una mariegola dei sesanta in carta bona"とのみ記載されている。

51) 16世紀前半に世界初の本格的な複式簿記指南書を発行したルカ・パチョーリは、会計記録の作成にあたって、財産目録inventario、日記帳memoriale、仕訳帳giornale、元帳quadernoの4種類を想定した。財産目録はそのままでの意味であり、日記帳は日々の取引記録のメモである。日記帳の内容を元に、日々、仕訳帳へ貸借を正確に記録していく。最後に、仕訳帳の内容を元帳へ転記する。パチョーリは、貸借2面性を持って記録される帳簿作成の主軸として、特に仕訳帳を作成してから元帳に転記する過程を重視した。本目録で確認されるのも、仕訳帳と元帳である。Gitti, Vincenzo, *Fra Luca Paciolo, Tractatus de Computis et Scripturis*, Torino, 1878, pp. 63-65.

一方、4頁目の冒頭に記載されている18の上には、「目次集付きの箱々に入れられ、文書室に置かれた文書」という見出しが付いている⁵²⁾。先述の目録冒頭の記述が示す通り、1から17までの文書も文書室に保管されたことは同様であったが、18以降は、整理用に用意されたと考えられる箱状容器の中に保管されることが明記された⁵³⁾。また、日々の運営記録が続いた17までとは内容の傾向も異なり、特定トピック別に纏められた目録や、外部の権力者から受取った文書であった。

これら兄弟会本体に関わる項目の後には、兄弟会が関与した遺産執行委員会や教会関係、兄弟会への寄付に際して発生した文書類が記されている。各遺産の人名や教会名ごとに見出しが付けられて、整理された形で記載されている⁵⁴⁾。そして、最後に1つ1つが大きな纏まりを有さない36項目が、「その他の遺言書」として一纏めにされて記載されている⁵⁵⁾。

遺産執行委員会の見出しの多くでは、最初の項目に遺言書記録が挙げられている。その他、多様な文書が見られるが、全般的に多く確認されるのは資産関係の書類である。公債収入や購入の記録、不動産資産の処理や販売、運用、賃貸関係の文書、各種証書、会計文書であり、中には資産目録なども確認される⁵⁶⁾。また、原本ではなく「写し」(copia)が保管されている場合が多くあったことが確認される⁵⁷⁾。

見出しの人名・団体名は、全部で22確認される。記載された項目数は見出しによって様々であり、少ないもので3項目、多いものでは46項目を有する⁵⁸⁾。全見出しの項目数を合計すると、293に上った。更に、複数冊を含む項目や「その他の遺言書」を考慮した上で冊数を合計すると、少なくとも349冊あった⁵⁹⁾。

このように、16世紀前半期の聖マルコ兄弟会は、兄弟会本体に直接的に関係する29冊に加え、300冊を超える関係遺産や教会に纏わる文書を抱え、膨大な数の記録文書を保管・管理する必要があった。以下では、こうした事態に対して兄弟会が如何に管理を行っていたのかについて、膨大な文書管理に迫られた背景的要因も含めて検討していく。

52) ASVe, SGM, b. 46. "Scritture poste in questo studio inle cassette con le suoe rubriche suxo".

53) 箱状容器を用いた整理については、次節で検討する。

54) 教会関係として、1437年以前に兄弟会が本拠地とした地区のサンタ・クローチェ教会や、1437年以降に本拠地となった区画の所有者であったサン・ジョバンニ・エ・パオロ教会が挙げられる。

55) ASVe, SGM, b. 46. 「その他の遺言書」"Testamenti diversi"という見出しが付いており、実際に12の遺言書とその関係書類が含まれている。

56) 例えば18項目が記載されたNicolo Bozaの遺産執行委員会の1項目は、Zuan Davanzo氏への家屋販売記録の写しである。ASVe, SGM, b. 46. "Una copia dela venduda dela caxa compro ser Zuan Davanzo".

57) 前注の例もそうであるが、同遺産執行委員会では5項目が「写し」で有り、例えばNicoloの親族と思われるDomenegoの遺言書の写しも保管されていた。ASVe, SGM, b. 46. "Una copia del testamento fo de ser Domenego Boza".

58) Lazaro de Rizardoの遺産執行委員会が3項目、一方、Marco Zuan Caroneliの遺産執行委員会は46項目が記載されている。

59) Zorzi di LettiやNicolo Bozaの遺産執行委員会の文書では、正確な数を記さずに「幾つかの」("alcune")の表現が見られるが、ここでは、2以上ということで、「2」と仮定して計算した。

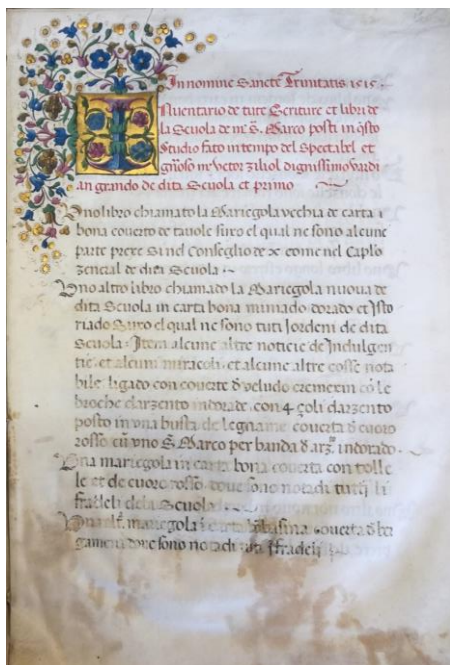


写真1 1515年作成、聖マルコ兄弟会の文書目録の1頁目

出典) ASVe, SGM, b. 46, carta non numerata.

4. 大兄弟会による文書管理

4-1. 記録文書の保管と管理

4-1-1. 保管をめぐる規定（1515年）

さて、1515年の決議では、単に目録の作成だけが謳われた訳ではない。兄弟会の記録文書についての保管方法に関する様々な指示がなされた⁶⁰。決議の内容は、主に整理方法、及び管理方法の2種類の内容に分けることができる。

まず整理方法であるが、第1に、詳細目録の作成に際し、各遺産執行委員会の文書ごとに纏められて区別されて記載されること、そして文書も種類ごとに分類されて記載されるよう指示された。第2に、実際の文書整理においては、文書室に多くの箱状容器がなければならないとし、遺産執行委員会ごとに1つの箱を使用して保管され、箱の上面には遺産執行委員会名が記載されることが明記された。こうした方法は、当時のヴェネツィア共和国政府において文書管理を行う際に採られた方法を想起させる。デ・ヴィーヴォによれば、膨大な記録文書が集積された書記局では、主に委員会や各種機関など行政単位ごとに文書類が纏められて保管される方法が取られていた。委員会ごとに箱に入れて分けて保管することを指示した兄弟会も類似の方

60) 聖マルコ兄弟会のアーカイブズには、「アーカイブズ」(Archivio)と名付けられた一冊が存在する。兄弟会のアーカイブズ管理に関する規定が纏めて記載された冊子は、規定発布の際のオリジナルの記録ではなく、主に条例の写しや、後の時代に書記記録等から抜き書いて作成されたものである。ただ、記載内容は実際の書記記録の内容と整合的であることから、ここでは、この冊子や17世紀後半に編纂の要約集を中心に参照しながら議論を進める。

法を採った印象を受ける。

次に、管理方法であるが、第1に文書室の鍵は代表と代表代理が1つずつ管理し、文書室には必要な時にのみ入室し、入室に際しては両者が一緒に入室することとされた⁶¹⁾。第2に、代表か代表代理が室内の文書を外に持ち出す必要がある際には、会計係などに記録を残させることも明記された。

以上のように、この年の決議で示された事項は、具体的な整理方法から利用管理をめぐる諸規則まで幅広く含んでいた。この時期の兄弟会が、記録文書の全般的な管理と保管に本格的に着手しようという意気込みが伝わってくる。そして実際に決議を受けて、少なくとも目録作成が実現したことは、目録の現存によって我々にも確認されるのである。

また一方で、こうした規定は一般に、理想に反する現実があるからこそ出されるものでもある。従って、この時期の管理と保管に混乱が見られ、改善への切迫感が増していた状況にあったことも想像に難くない。前節で述べたように、代表と代表代理の鍵の管理原則は1513年の規定でも言及されていた。それを踏まえて、1515年には、この原則が継承的に強化されたと捉えることができよう。

4-1-2. 保管をめぐる規定 (16-17世紀前半)

その後の時代も、頻度は高くないが文書管理に関する規定を確認することができる。その多くは、1515年の決議内容にある整理方法と管理方法を継承・発展させる方向の内容であった。ここでも、整理方法と管理方法の2種類に分けて見ていく。

先に管理方法について見ていくと、兄弟会の建物外への文書の持ち出しを禁じる規定が散見される。1521年にはそのための罰金として、金貨10ドゥカーティが設定された⁶²⁾。また、1527年には、とりわけ書記による会計記録の持ち出しが問題になっていた。頻繁に記録を付けることを求められる会計記録という文書の性質上、外に持ち出されやすかったのかもしれない⁶³⁾。

「書記は、仕訳帳や元帳を兄弟会の外に持ち出してはならない。何か特別な事情が認められなければ、追放の罰則が適用される。また、何らかの文書を外に持ち出す事も禁止される」⁶⁴⁾。

特定種類の記録の管理についての言及は16世紀後半にも見られる。1586年には、兄弟会が保有した家屋の家賃収入記録は、代表が代々継承して管理することが定められた⁶⁵⁾。同年には、代表は他の役職者に文書保管の戸棚の鍵を預けてはならないことが規定され、文書保管における代表の責任が重視されていたことが分かる⁶⁶⁾。また、1595年には、代表の責任下、遺言書台

61) 文書室 (studio)。ただし、1513年の決議等に出てくる戸棚が別所のものか判然としない。

62) ASVe, SGM, b. 82, c. 1; b. 17 c. 55. 1521年4月14日の決議。

63) ASVe, SGM, b. 82, c. 1. 1527年5月19日の決議。同種の規定は、1633年6月23日にも出された。

64) "Scrivan non possi portar zornali, e libri fuori di Scola senon per qualche giuditio sotto pena di privation, dell officio ne possi dar fuora alcuna scrittura...". ASVe, SGM, b. 8, c. 82. 尚、この文章においてzornaliが仕訳帳giornaleであるが、libriは文脈上、元帳libro grandeを指したと考えられる。

65) ASVe, SGM, b. 82, c. 1. 1586年11月4日の決議。

66) ASVe, SGM, b. 82, c. 2. 1586年3月24日の決議。

帳が箱の1つに保管されることが確認された⁶⁷⁾。更に、翌年の1596年には、遺言書台帳には1冊の写しが作成されることが決定された。ただし、作成作業は会の建物内で行われることとされた。外に台帳を持ち出すことは禁止され、代表の管理下で鍵をかけられて保管されることも明記された⁶⁸⁾。こうした規定の存在は、裏を返せば、文書散逸の危険が認識されていたということでもある。それに対して、兄弟会では代表の監督下に厳格な管理体制を取ることで防ごうとしたと考えられる。

一方、記録文書の全体的な整理と整理方法をめぐる規定も散見される。1531年には再び兄弟会の所有する全文書についての目録作成が決定された⁶⁹⁾。1515年以降に更なる文書の増加があったのか、1520年代の会外への持ち出し禁止規定を経ても文書の散逸が避けられない状態が続いていた事態も考えられる。1539年には、遺言記録関係の整理が必要と判断され、会員のの中から担当者が2名選出されることになった。選出者は、兄弟会にある遺言書に関する諸記録を参照した上で情報を整理し、1冊の本に纏めることが要求された⁷⁰⁾。

17世紀初頭になっても、再び目録の作成と、箱状容器で整理して保管することの指示が見られる⁷¹⁾。1609年の決議では、兄弟会にとって最も重要なこととして文書の保存が挙げられた上で、文書整理に混乱が生じている現状が指摘された。そのような事態を踏まえて、目録化、箱入れ、要約作成の必要性が提唱されたのである。更に、2年後の1611年にも、兄弟会の文書を要約、整理、調整し、遺産執行委員会ごとに目録化を行なうことが指示された⁷²⁾。1616年には遺言書関係の整理も指示され、遺産執行委員会ごとに確認の上で1冊の台帳に要約が記入されること、及び目録作成と1つ1つの遺産執行委員会の纏まりを分けて箱状容器に保管することが指示された⁷³⁾。整理にかかる費用は、各遺産執行委員会の支出3%分を充当することによって賄われることも決定し、この時期の整理と保管への意気込みが感じられる。

目録化と箱入れ、要約作成の指示は1639年になっても再び現れるが、1673年には、ついに兄弟会の記録文書を整備する専門担当が設置されるに至った⁷⁴⁾。会員から1名選出され、自由な入室を許可されて、全文書の目録を手に入書室の整備に寄与することが定められた。

4-1-3. 利用と管理のための技術

次に、兄弟会の文書管理において、文書情報の円滑な利用と整理を可能にするために取られた具体的な方策について確認する。ここでは、文書裏面の情報記載、冊子に付録された目次、一纏まりの資料群から内容を抜粋した要約集の3点を取り上げる。

ライネスの指摘によれば、ヴェネツィア貴族の私的文書群では、個々の文書管理の際に、文

67) ASVe, SGM, b. 82, c. 2. 1595年4月9日の決議。

68) ASVe, SGM, b. 82, c. 3. 1596年5月24日の決議。1670年2月22日の決議でも、建物外への持ち出し禁止の規定が見られる。

69) ASVe, SGM, b. 82, c. 2. 1531年10月15日の決議。

70) ASVe, SGM, b. 8, c. 186. 1539年5月31日の決議。Signori sopra li testamentiという名の役職。

71) ASVe, SGM, b. 82, c. 3. 1609年7月1日の決議。

72) ASVe, SGM, b. 82, c. 3. 1611年11月2日の決議。

73) ASVe, SGM, b. 8, c. 467. 1610年10月5日の決議。

74) ASVe, SGM, b. 8, c. 466. 1639年7月21日の決議。また、ASVe, SGM, b. 8, c. 189.

書の裏面に、文書についての情報を簡単に記しておく方法が取られていた⁷⁵⁾。都市政府の文書管理で実践された方法を貴族が自身の文書群形成にも適用した例であったが、聖マルコ兄弟会の場合にも同様の方法が取られていたことが分かる⁷⁶⁾。兄弟会の記録文書を見ていくと、帳簿形式のものを除いて、1枚または数枚の紙で成り立つ文書の多くに裏面の情報記載が見られ、広く活用されていた方法であった。写真2のように、年号と整理番号、そして文書内容の概要が簡単に書かれていることが多い。大兄弟会には、こうした方法に通じていたと考えられる貴族や書記局を担う人々も多く入会したことから、技術の活用はそれほど困難なことではなかったと推測される。

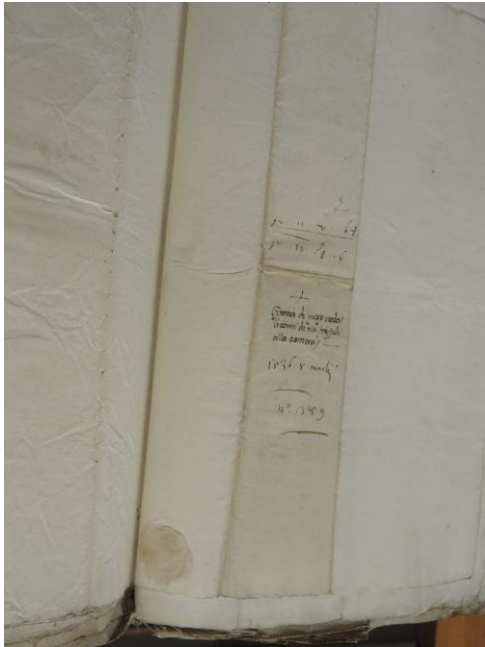


写真2 文書の裏面に書かれた概要

出典) ASVe, SGM, b. 80.

注) Monte Nuovo公債について書かれた文書であり、1536年3月8日の日付、整理番号389とともに概要が示される（“Gratia di poter veder li conti di novi imprestidi alla camera”）。

同様に、目次や要約集の作成も、都市政府の文書管理に用いられた手法であった⁷⁷⁾。兄弟会でも、記録簿などの冊子状に綴じられた資料には、しばしば目次が付録として付けられた。例えば、兄弟会の議事録である書記記録についてみると、15世紀半ばから同世紀末を範囲とする表1の書記記録1 (b. 16bis) には、本格的な目次は付与されていない。冒頭に示される情報は、作成年代に近い時代の代表の名前一覧のみである。一方、書記記録2 (b. 18) 以降には、代表、代表代理、儀礼役の各役職者への就任者名一覧が記載されたのに続いて、目次も作成さ

75) Dorit Raines, ‘The Private Political Archives of the Venetian Patriciate’, p. 136.

76) 日本では、古文書の端裏書が類似のものとして挙げられよう。

77) 第2節の議論を参照。

れた。目次は、話題ごとにアルファベット順に並べられ、参照頁数が記載された。こうした目次は、遺言書台帳（b. 12）や、儀礼役などの役職者の帳簿（b. 299）などにも確認される。

文書レベル、冊子レベルに続いて、最後に要約集（Summario）の作成についてみてみよう。兄弟会の決議で要約集の作成が定められたことは、既に17世紀前半の決議を紹介する際にも触れた。最も古い時代のものとしては、1528年の決議が確認される。1526年2月10日に提案された要約集の作成の実施が、ようやく2年後に決定されたものであった。要約集が含む内容は、規約マリエゴラに関する決議事項、及び書記記録が対象となった⁷⁸⁾。また、1587年には、写しと要約集に新たな情報を書き込むための人員として2名の会員が選出されることが決定された。彼らは、兄弟会の様々な規則や規定等を将来に渡って記録し続けることとされた。そして、要約集は、評議会や全体集會時に代表や議会出席者が適宜参照できるように、卓上に準備されることが定められた⁷⁹⁾。

現存する1682年の要約集をみると、組織構造を反映して構成されていることが分かる。前半は、「代表」から始まって役職ごとの記述が並ぶ⁸⁰⁾。その後、後半には、会員区分や資産関係など話題ごとに見出しが並んでいる。各要約は、主に書記記録や規約、都市政府の議事録を元に作成されており、参照箇所も併せて記載されている。また、参照されたのは聖マルコ兄弟会の記録だけでない。聖マルコ兄弟会を中心としているが、全ての大兄弟会が対象に含まれていた。

時代が進むにつれて管理する記録文書の規模と量が拡大し、やがて膨大な量の情報に直面した時に、兄弟会の運営役職者たちにとって、こうした要約集や目次の存在は非常に重要な意義を有したと考えられる。前述のようにライネスは、役職任期の短いヴェネツィア貴族にとって、事前に就任予定の役職について学習することが重要であったことを指摘した。任期が短いのは、大兄弟会の運営役職者も同様であった。持ち回り制で何度か同じ役職に就任する機会はあるが、役職の任期は半年から1年であった。そして、役職終了後には数年間、同一役職への就任を禁じられたのである。従って、少なくとも同一役職を長年勤め上げた経験豊富な人というよりは、自身の行動や決定の判断材料を参照することある程度必要としていたような人が運営に携わったと考えられる。要約集や目次があることによって、何か問題に直面した際に、自身の役職の前任者たちがどのような決定をしてきたのか即座に参照することが可能になったのである。

そのような状況を考慮すれば、兄弟会の要約集の並びも合理的であったと言える。例えば、都市政府の中で貧民救済や疫病対策を主に担当した衛生局（*Provveditori alla Sanità*）で作成された要約集は、話題ごとにアルファベット順に並べられた。これは、多様な問題を扱う局の人員にとって、すぐに必要な話題を見つけるために合理的な並びであったと考えることができる⁸¹⁾。一方で、アルファベット順を用いずに組織構造を強く反映させた兄弟会の要約集もまた、運営役職者を中心に構成される兄弟会運営にとって合理的な並びで作成されていたと言え

78) ASVe, SGM, b. 82, c. 1.

79) ASVe, SGM, b. 82, c. 2. 1587年3月31日の決議。

80) ASVe, SGM, b. 8, Sommario generale dele leggi ed ordini della scuola.

81) E. V. Marchini (ed), *Le leggi di sanità della Repubblica di Venezia*, tomo I-IV, Treviso: Canova, 1995-2003.

よう。

デ・ヴィーヴォらの指摘のように、慣習法を積み重ねていくことが特徴的であったヴェネツィア社会にとって、「目次を作る」ことこそが記録文書群全体の具体的な把握にとって不可欠な手段となった。このことは、都市の大兄弟会における実践においても同様だったのである。

4-2. 記録文書拡大の要因

では何故、そもそも15世紀半ば以降に兄弟会の記録は徐々に増大し、16世紀前半には大規模な整理を行わざるを得ない状況に至ったのであろうか。また、その後の記録文書保管に関する整理と管理の進展には、どのような状況的背景があったのであろうか。

ヒントは、1515年の目録化整理にあると考えられる。この時に重視されたのが各人名・団体名に基づいた纏まりごとに箱状容器に整理する方法であり、人名の多くは遺産執行委員会を形成する遺産寄付者名であった。そこで以下では、聖マルコ兄弟会へ寄せられた遺産の数と推移を検討する。

聖マルコ兄弟会のアーカイブズで、遺言書に関するものは6冊現存している (ASVe, SGM, bb. 10-15)。各々が異なる内容を記載しているわけではなく、一定期間において、各時代にそれまでの記録を書き直したものと考えられる⁸²⁾。資料上、会への遺言は14世紀半ばから確認されるが、最古の遺言書から内容が記録されているものとしてb. 10、11、13が挙げられる⁸³⁾。本稿では、17世紀後半編纂の要約版でありながらも、内容構成が豊かで14世紀半ばからの長い時期をカバーするb. 10を使用した⁸⁴⁾。

b. 10に記録されたのは、兄弟会にとって、何らかの長期的な管理を委託されるような遺産であったと考えられる。兄弟会には他にも、遺産から一度限りの金銭寄付などが寄せられる場合もあった。しかし、それらは寄付後の長期的な管理を必要としなかったために、敢えて遺言書内容を保管しておく必要がなかったものと考えられる。

表2は、b. 10に基づき、時期ごとの遺言書数を示したものである。最古の遺産は1343年に作成され、最後に記録された遺産は1675年のものである。14世紀から遺産受託は確認されるが、数は僅かである。一方、15世紀に入ると遺産数が徐々に増加傾向に転じたことが分かる。とりわけ、15世紀末から16世紀初頭にかけて、兄弟会にとっては遺産受託数の最盛期を迎えた。平均すると、ほぼ毎年に近い間隔で何らかの管理遺産を受託していたことになる。

1510年代に始まった記録文書の再整理は、時期を考慮すれば、こうした15世紀末からの大幅な遺産増大という状況を受けて実施されたと考えるのが自然であろう。目録内容の紹介の際に確認したように、遺産には、遺言書の写しの他にも、遺産管理の過程で生み出される種々の文書類が付随する。大幅に管理すべき遺産が増えたことによって、保管が必要な文書類の数も相対的に増大し、対応を迫られたことがうかがえる。また、16世紀前半は、遺産の増加が継続している。管理が必要な遺産がいつ追加されてもおかしくないような時期であったことが分かる。

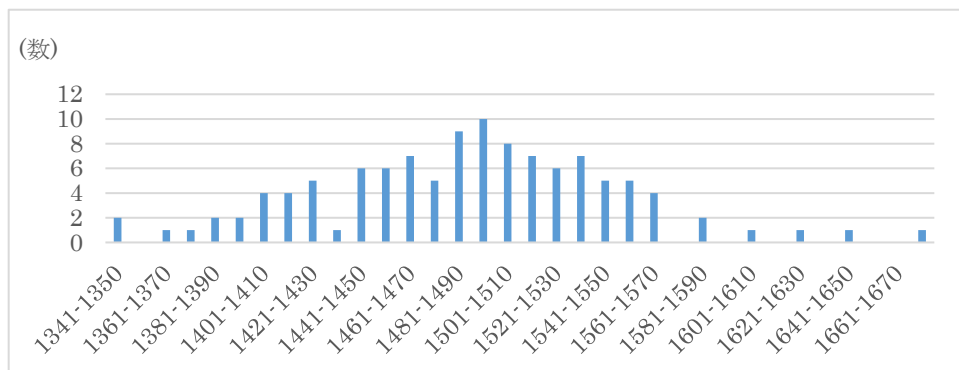
82) 加えて、b. 51には、各遺言書の内容が簡潔に纏められた小冊子が取められている。ASVe, SGM, b. 51.

83) ただし、遺言全文が記載されている訳ではないことから生じる限界があることは指摘できる。

84) アルファベット順に、人名での目次も付いている。1675年までが記録されている。

整理・保管法を含めて、現時点の保有文書を再整理することが会にとって重要な課題として認識されていたとしても決しておかしくない状況にあったのである。

表2 聖マルコ兄弟会へ委託された遺産



出展) ASVe, SGM, b. 10.

では、そもそも何故、聖マルコ兄弟会に遺産が委託されたのか。各遺産の詳細な分析を踏まえた考察は別稿に譲るが、ここでは、委託者による「永遠なる喜捨」への思いが鍵として挙げられる。13世紀、煉獄観念が普及していく西欧キリスト教世界の住民にとって、死後の計画を準備することも重要な課題になった⁸⁵⁾。煉獄から抜け出して天国へ行くためには、死後にこの世の誰かが自分のために祈祷してくれることによって善行を積み続けることが肝要であった。そのために兄弟会にも入会し、集団的に代祷を行ったのである。そして、遺産を活用して「永遠なる喜捨」の仕組みを作り上げる方法も有効であった⁸⁶⁾。遺産を運用し、不動産賃貸や政府発行の公債からの定期的収入を得ることによって、継続的に慈善活動に寄付できるような仕組みを形成するのである⁸⁷⁾。

ただ、その際に問題になるのは、「永遠なる喜捨」の執行と運営を誰が担うかということであった。ここでは、当時の社会背景的な要因として考えられる2点を挙げたい。

13世紀以降、家族や親族、友人などの個人的な関係性を除いて、都市富裕層の遺産管理を主に担ってきた団体は、聖マルコ財務官であった。しかし、14世紀半ばには、業務量の膨大さから遺産管理能力に限界が生じていた⁸⁸⁾。管理する遺産不動産の売却も進められ、財務官による遺産管理は15世紀以降も続いたものの、活動量自体は減少したとされる⁸⁹⁾。このような状況下

85) ジャック・ル・ゴフ、渡辺香根夫訳『煉獄の誕生』、叢書・ユニベルシタス、1988年。

86) 高田京比子『中世ヴェネツィアの家族と権力』、京都大学出版会、2017年、122-134頁。

87) 公債保有者には利子が支払われた。この時期のヴェネツィアの公債については以下を参照。R.C. Mueller, *The Venetian money market: banks, panics, and the public debt, 1200-1500*, Johns Hopkins University, 1997.

88) 聖マルコ財務官は元々、共和国元首の私的礼拝堂であった聖マルコ寺院の管財を担当していたが、やがて市民の遺産管理を請負うようになった。財務官の詳細と、ここで取り上げた問題については、以下を参照。R. C. Mueller, 'The procurators of San Marco in the thirteenth and fourteenth centuries: a study of the office as a financial and trust institution', *Studi Veneziani*, 13, 1971, pp. 105-220; 高田京比子『中世ヴェネツィアの家族と権力』、266-272頁。

で、市民は、自身の富の永続的な運用に少しでも近づくために、遺産管理を委託できる新たな受け皿を確保する必要があったと考えられる。その1つとして、都市の名誉ある大規模団体として有名であったはずの大兄弟会への遺贈が増加した可能性が考えられよう⁹⁰⁾。

2点目は、1348年の大流行以降、15世紀にかけて数年起きに発生したペストの影響である。ヨーロッパや地中海地域で大流行したペストに、ヴェネツィアも例外なく襲われた⁹¹⁾。社会不安が恒常化するとともに、親族等の個人的関係性がどこまで永続的に続くかについては疑問を感じずにはいられない時代を迎えていたのではないか。また、ローマノは、ペストによって希薄化された教区の地縁が出身地域への遺産寄付を減少させ、大兄弟会のような大規模な全都市型団体への寄付を増加させたと論じている⁹²⁾。

以上のように、b. 10のような長期的な管理を必要とする遺産の委託者が大兄弟会に求めたのは、何よりも永続的に安定的な団体として存続することであったと考えられる。とりわけ、大兄弟会が政府から「大」を冠して呼ばれるようになった15世紀後半以降に管理遺産の受託がより増加している事実は、このような委託者の思いが委託先を選定する上での重要な要素になったことを物語っていると言えよう。しかし一方で、都市で名誉ある大規模団体だからといって、それだけで資産の適切な管理が遂行できる事にはならない。実際の日々の管理遂行には、管理を担う人々の現実的な努力と取組みが必要となる。15世紀半ば以降に記録文書が徐々に拡大し、兄弟会の整理の取組みが1515年に本格的に開始される決定がなされた背景には、そうした日々の実践的取組みの中での現実的な要請が見えてくるのである。

終わりに

本稿では、中世末期から近世初頭にかけてのヴェネツィア社会における文書管理の実践について、民間団体の一例として大兄弟会を取り上げて検討してきた。管理の拡大と会の発展は、裏表の関係にある。管理の増大は、会そのものの拡大をある程度伝えるものであり、会の拡大に管理面で追いつくことができなければ、発展の継続は難しい。ヴェネツィアの大兄弟会は、15世紀には救済団体として成長し、18世紀まで長期に渡って都市住民の救済を担う主要な団体として存在感を放ち続けた。その要因は多々考えられようが、本稿はこれを記録文書の管理という側面から検証することを試みた。

89) ワーズマンによれば、遺産不動産の売却の背景には、商業的中心地のリアルト橋周辺に（遺産不動産による）慈善施設が建設される状況を好ましく思わない都市政府の見解があった。B. W. Wurthmann, 'The Council of Ten and the Scuole Grandi in Early Renaissance Venice', *Studi veneziani*, n.s.18, pp. 15-66, 1989.

90) ミュラーは、聖マルコ財務官の遺産管理の限界を考察する中で、受益者と管理者がともに会員で近い関係にあった大兄弟会は、遺産のより細やかな管理が可能であった可能性に言及している。Mueller, 'The Procurators of San Marco in the 13th and 14th centuries', p. 186.

91) R. C. Mueller, 'Peste e demografia. Medioevo e rinascimento', *Venezia e la peste 1348/1797*, Venezia: Marsilio, pp. 93-96, 1974.

92) Denis Romano, 'Charity and community in renaissance Venice', *Journal of urban history*, 11, pp. 63-82, 1984.

その結果、15-17世紀に文書管理を大きく発展させていった都市政府に呼応するかのごとく、大兄弟会の1つ聖マルコ兄弟会も自身の記録文書量の拡大に合わせて文書整理と管理の試みを展開させていったことが明らかになった。膨大な慣習法に対処するための都市政府の経験や技術が、大兄弟会の整理・管理にも適用され、それが大兄弟会の運営自体にも適合するものであった。兄弟会は、15世紀以降、徐々に管理が必要な遺産の受託数を増加させていったが、それは管理が必要な記録文書量の増大も同時にもたらすことになった。これに対処するために、16世紀前半には所有する文書の目録化を行うとともに、遺産執行委員会ごとに分けて保管する整理法が実践されるようになっていた。

オリジナルの記録文書は、代表を中心として嚴重に保管されることが目指された一方で、多くの「写し」が取られ、実際の閲覧にも利用されたものと考えられる。また、各記録の纏まりには目次が付与され、各纏まりを横断的に検索・参照することが可能な要約集も作成された。膨大な慣習法に対処することが不可避であったヴェネツィア社会にあって、大兄弟会の運営も例外ではなかったが、こうした目次や要約集、参照記述によって初めて、膨大な記録文書間全体が有機的に把握され、会の運営役職者達がこれまでの慣例を即座に参照・学習することも可能になったのではないだろうか。

とは言え、中世末期から近世初頭にかけてのヴェネツィア社会における民間の文書管理の様相解明にとって、本稿が明らかにできた部分のごく僅かである。本稿では、大兄弟会の1つである聖マルコ兄弟会の事例に絞って検討してきたが、大兄弟会は他に幾つも存在した。他の大兄弟会や小兄弟会も視野に含めつつ、管理実践をより包括的に検討されることが今後期待される。

Archival Management of Confraternity in Early Modern Venice

TAKAMI Jun

This study examines the practice of the conservation and management carried out by the largest confraternities, the Scuole Grandi in the early modern period.

Since the 13th century, the conservation and administration of archival records by the city government has begun gradually in north-central Italy. One of the largest commercial cities in Europe, Venice, also was no exception, and, accelerated to develop and advance the archives formation especially since the 15th century.

In the historiography, the formation of the private archives in Venice has not been sufficiently examined. In this paper, therefore, I consider the formation and management of archives carried out by one of the largest scale religious brotherhood in the city, who was established in the 13th century and continued to thrive as charitable institutions through the sixteenth and seventeenth centuries.

First, we can find the similarities with the archives managements carried out by the city government, who was forced to cope with the constant accumulation of customary laws. Then I suggest that the development of the archival management in the sixteenth century should be the result of the increase of the confraternity's resource.